

公益社団法人日本ボート協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	定期的に協会の将来を見据えたビジョンを中期基本方針として策定し、社員総会で発表しています(前回のビジョン発表は2012年6月総会)。次期ビジョン(東京五輪・パラリンピック以降の5年をスパンとして策定中で本年11月の協会創立100周年記念式典で発表予定)はHP等を通して広く公表する予定で、内外からの意見や提言、幅広い情報を収集しながら策定しています。この中期ビジョンに基づいて年度毎の運営基本方針を定め各業務分野ごとに年度の業務計画と予算計画を策定して理事会で決定し社員総会への報告を経て協会HPに掲載し公表しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・新中期ビジョン(ポストTOKYO2020) ・社員総会資料抜粋 年度事業計画 決算補足資料 予算書
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当会は、5本部18委員会の下、総勢300名を超える委員・スタッフと委員会活動の事務を担当する9名の職員で事業を推進しています。そして、委員会を通じた経常的な事業活動、及びテーマや大型イベント毎のプロジェクト活動を通して経験を積んでいくことで人材の育成が図られています。経験・実績と資質が認められた人材を、委員長等の推薦により委員長会議、業務執行会議での承認により上位職に登用しています。役員への登用もこうしたプロセスを経て発掘された人材を理事会が推薦し総会の承認を得て登用されており、弁護士や企業経営者などガバナンスやコンプライアンスに通じた人材が理事並びに監事として任用されています。このような現場主義の人材発掘・育成・登用は当会においては十分に機能しており今後もこれを維持していく方針です。 尚、毎年、総会後には、協会の役職者、委員、スタッフ、職員の氏名を協会HPで公表しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員名簿
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全性を確保する為に、会計年度毎に、募金活動や協賛金など自主財源の動向や補助金や助成金の見込みを踏まえ、業務執行単位毎の収支の計画を予算として策定しております。 財務状況や予算計画については社員総会で財務会計ベースの決算書だけでなく管理会計ベース(委員会毎の事業収支)の実績と予算計画を事業計画に即した分析・説明と併せて報告しています。 決算書並びに予算計画は事業計画と共にHPに毎年掲載し公表しております。 予算策定は現場である各委員会の業務計画に基づいた積み上げが起点となっており、予算計画は、幅広い意見が反映されたものとなっています。具体的には、委員会ごとに取り纏めた予算案を財務委員長に提出し、財務委員会により査定や委員会との折衝を経て全体予算に落とし込み、理事会での承認を経て策定されています。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算承認に関する理事会付議資料 ・社員総会資料抜粋 事業計画書 決算補足説明資料 決算書 予算書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合 (25%以上) 及び女性理事の目標割合 (40%以上) を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①現在の役員数は28名です。当会には、官公庁や上場企業で経営者として組織を引率している者、弁護士として企業法務の経験を有する者など4名 (14%) の外部理事がおります。それぞれ、理事会においては、幅広い経験や専門的知見に裏付けられた意見を積極的に述べ、外部理事としての責務を十分に果たしております。 また、当会には女性理事が5名 (18%) おります。そのうち2名が業務執行理事として活躍しています。ジェンダーの多様性の確保は当会の重要課題と位置付けており、引き続き女性理事増員の検討を進めて参ります。 内部登用に加え、他協会や他団体などからの人材情報を収集して外部理事並びに女性理事の積極的な (外部理事25%、女性理事40%を目指して) 登用を図る方針を掲げ中長期的に取り組んでまいります。	・役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	②当会は社団法人であるため、評議員会は設置していません。尚、社員総会では現在、構成員たる社員に女性は6名 (2020年7月末) ですが、本会の活動趣旨に賛同する多くの女性に社員となって頂くことを期待しています。	・社員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	③当会は、アスリート委員会を設置し、強化選手や日本代表の合宿や遠征の際のアンケート等を通じて選手達の声を直接吸い上げて、当会の運営に反映させるよう努めております。 アスリート委員会の委員長は理事が勤めており、理事を通じて、こうしたアスリートの声とともにそれに基づくアスリート委員会の意見や提案は、直接に理事会に報告されております。 アスリート委員会の委員は若手を中心に性別や出身母体に偏りのないようバランスよく選任されています。委員会は年間計画に基づいて活動しており年1回の定例会議において活動実績の総括と次の年の活動計画の策定を行っています。	・アスリート委員会のアンケート結果報告 (理事会付議資料) ・アスリート委員会議事録 ・アスリート委員会名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当会定款上、理事は5名以上30名以下と定められており、現在の理事数は28名です。現在の業務量や業務内容に鑑み、適正な規模と判断しております。 定例理事会は年4回開催されています。理事の出席率は90%を超えています。 理事会は、企業経営者、弁護士、医師、教師、金融関係経験者などを擁しており構成の多様性が確保されています。今後こうした人材の多様性を維持していく方針です。	・役職者、委員・スタッフ一覧 ・役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①役員選任規則において、原則として就任時に63歳未満という定めを置いています。	・役員選任規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	②役員選任規則において、原則として5期10年を上限とする旨の定めを置いています。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 在任期間が10年を超える理事については、東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、統括団体、国際団体との紐帯の維持、選手強化や国際競技大会の開催など実務運営の実践力・指導力を重視する観点から重任することが必須であるとの社員総会の賛同を得ております。 東京オリンピック・パラリンピック大会を終え創立100年の節目に新たな人材との交代を図っていく方針であり、すでに若手の登用も積極的に行っています。	・役員選任規則
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	独立した諮問委員会としての役員候補者選考委員会は設置しておりません。役員候補者は、各委員会から推薦された者の中から選定しております。委員会においては、能力、適性、当会におけるスタッフとしての実績や外部での経験等を勘案の上、候補者を選定し、理事会では推薦事由を審議し選任します。選任された候補者は社員総会での承認を経て理事に就任します。こうした一連のプロセスにより理事選任の客観性や公明性は十分に確保されていると考えています。 各委員会の推薦判断には、有識者や女性スタッフも関与しております。また、各委員会による役員候補の推薦判断に理事会が関与することはない為、役員候補者の推薦の過程は理事会からは独立したものとなっています。 尚、客観性、公明性の一層の向上の為、役員候補者選考委員会（仮称）の設置について今年度中に検討する所存です。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	すべてのポート関係者に向けて倫理ガイドラインを提示して倫理の徹底を呼びかけると共に、役員職員、指導者を対象として倫理意識の徹底と法令遵守に関するコンプライアンス規程を制定しています。	・倫理ガイドライン ・コンプライアンス規程 ・就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	①公益認定時に法人法の定めに従い、組織や構成員に関わる規程を改定、整備しており、これらの規程に基づき法人の運営を行っています。各会議体の運営規程、委員会の職務分掌を定めた委員会規程など法人の運営に必要な規程は整備しています。現在制定済の規程は、定款の他、社員選任規程、理事会規定、社員総会規程、業務執行会議規程、役員選任規程、委員会規程です。必要に応じて改定・追加は実施する方針です。	・定款、社員選任規程 理事会規定、社員総会規程 業務執行会議規程 役員選任規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を 整備しているか	②個人情報保護方針、情報公開規程、内部通報規程、裁定委員会規程など法人業務に必要な規程は整備しています。	・委員会規定、個人情報保護 方針、情報公開規定 コンプライアンス規程 内部通報規定、裁定委員会 規定、印章取扱規定 作成捺印規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関 する規程を整備しているか	③当会の役員は原則として無報酬ですが、役員の報酬並びに費用に関する規程を整備しております。また、職員の報酬については就業規則に定めを設けております。尚現在有償の理事は1名です。	・役員の報酬並びに費 用に関する規定 ・就業規則
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を 整備しているか	④定款における「財産及び会計」の規定、経理規程、同細則、寄付金等取扱規程を整備しています。特定資産の取扱規定は経理規定に包含されています。	・定款、経理規定、 経理規定細則
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための 規程を整備しているか	⑤定款第7条に社員の経費負担義務を定めており、その詳細を社員の経費負担規程において明文化しております。また、役員の報酬並びに費用に関する規定、旅費規程、諸謝金規程、海外滞在費規程等を整備して費用支払に関して厳格な管理運営を行っています。収入に関しては、会費規程、競技団体登録・選手登録の義務化や選手のスポンサー契約締結の取り扱いを明文化した競技者規程、選手等の海外派遣や合宿における自己負担に関する負担金規程を整備して収入基盤を支えています。	・社員の経費負担規程 役員の報酬並びに費用に 関する規定、旅費規程 諸謝金規程、海外滞在費 規程、表彰規程 ロゴ規程、競技者規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理 的な選考に関する規程その他 選手の権利保護に関する規程 を整備すること	代表選考の公平かつ合理的な選考を手続面から担保するために、選考委員会規定を定め、これに基づいて選考委員会を設置しております。また、内部通報規程や裁定委員会規程を整備して選手の権利保護を図っております。選考基準や選考過程は強化委員会で作成し、リーガルチェックも経た後、理事会で承認しております。前提となる選手選考方針は、強化委員会が草稿を作成しリーガルチェックなどを通して、内容の公平中立性に加え、表現の一義性や具体性についても十分な確認を行い公表するようにしております。	・選考委員会規定 ・内部通報規定 ・裁定委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的 な選考に関する規程を整備す ること	審判委員会規約、公認審判員規定を整備してHPに掲載し告知しています。審判の大会への派遣は資格と実績と本人の日程調整を踏まえて審判委員会が采配しており、大会参加者や所属団体からの恣意的な要望に影響される懸念はありません。これまで大会参加者との利害関係で問題が生じたことも皆無です。	・審判委員会規約 ・公認審判員規定
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な 弁護士への相談ルートを確認 するなど、専門家に日常的に 相談や問い合わせをできる体 制を確認すること	理事・監事に弁護士資格を有した者が複数いるほか、スポーツ法務に精通した法律事務所と顧問契約を結んで、日常的に相談できる体制を構築しております。	・法律顧問契約 ・役員名簿
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(1) コンプライアンス委員会 を設置し運営すること	当会はコンプライアンス委員会を設置しており、案件ごとに適時招集されることとなっております。 コンプライアンス委員会の役割や権限は、コンプライアンス規程に定められております。コンプライアンス委員会の主な活動は、個別事案の審議となっておりますが、今後は、コンプライアンス強化を図るべく、その活動内容の見直しを図ってまいります。 コンプライアンス委員会の審議内容は、理事会で報告されております。また、理事会決定事項について、コンプライアンス委員会が助言や提言を行うこともあります。	・コンプライアンス規程
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(2) コンプライアンス委員会 の構成員に弁護士、公認会計 士、学識経験者等の有識者を 配置すること	コンプライアンス委員会には、それぞれ、コーポレートガバナンスを含む企業法務、刑事弁護に精通した弁護士が2名所属しております。うち1名は女性です。	・委員名簿
22	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(1) NF役職員向けのコンプラ イアンス教育を実施すること	コンプライアンスに関する情報提供は適時適切に行っております。 コンプライアンス研修を実施した際には理事会に報告するとともに協会ホームページに内容を紹介するようにしています。	・業務執行会議議事録 理事会議事録 ・HP掲載内容
23	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(2) 選手及び指導者向けのコ ンプライアンス教育を実施す ること	日本代表合宿や大会の際に、選手や指導者を対象とした研修が出来るように協会所属の弁護士によるコンプライアンス研修を関係団体からの要望により無償で実施することにしています。女性アスリート対象のハラスメント研修を実施した実績があります。	・研修実施報告

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国大会開催時や資格更新研修に合わせて実施することとしています。2020年度はコロナウィルス感染拡大の影響で研修会をみあわせましたが、今後はオンライン会議等の活用も検討したいと考えています。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	スポーツ法務に精通した法律事務所と法律顧問契約、永年の実績ある監査法人・税理士事務所と監査委託契約を締結しております。 必要に応じ、計算書類の確認精査は監査法人の担当会計士・税理士に依頼しており、規定等の作成や見直しについては弁護士に依頼しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律顧問契約書 ・監査委託契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公益法人の会計原則を遵守すると共に、経理規程に準じた済々とした経理処理を遂行しております。業務執行単位である委員会毎に業務計画・予算を策定しておりますが、予算や業務計画の実行及び実績管理は業務執行会議、理事会にて監督されることとなっております。いずれも適切に実施されております。 業務等の監査に関しては、監事に対して常時事務局から情報を提供すると共に、監事が業務執行の現場や意思決定の場（業務執行会議）に立ち会うなど、十分な連携が確保されています。 また、必要に応じ、計算書類の確認精査に関しては監査法人の担当会計士・税理士に依頼して実施しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・監事の略歴 ・業務執行会議議事録
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に關し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	補助金等の使用は、実施機関が定める手順書、ガイドライン、規程等を遵守して実施しております。該当する委員会によるチェック、事務局の担当職員によるチェック、財務会計担当職員による最終チェックを経る体制で厳格に管理しております。当会では、業務執行単位である委員会毎に業務計画・予算を策定しております。予算や業務計画の実行及び実績管理は業務執行会議、理事会にて監督されることとなっております。いずれも適切に実施されております。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助金申請書並びに手順書等
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令の定める計算書類等は内閣府に報告すると共に、法令に基づいた公告を実施（HPに掲載）しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書類一式並びに監査報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①選手選考方針は理事会決議により決定修正変更されますが、承認された後は直ちにHPに掲載し、公表している他、協会の機関誌にも掲載しています。また、必要に応じて、質問や問い合わせを受け付けております。	<ul style="list-style-type: none"> ・「2020年東京オリンピック」日本代表選手選考方針

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	②ガバナンスコード対応状況についてはHPに掲載し、公表いたします。 2020年12月末までに、本「スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 自己説明公表」を協会HPに掲載する予定です。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約は、都度弁護士に確認を依頼し、条件の精査を行った上で、理事会にて、承認決議を経ております。その際、利益相反が疑われる取引については、都度弁護士に確認の上、利益相反取引に該当すると判断された場合には、法令の定めに従い、理事会の承認決議を経ております。 理事会の利益相反取引の承認決議に際しては、必要十分な情報を開示の上、慎重に議論しております。 尚、利益相反の適切な管理に為に「利益相反管理規程」を制定しています。	・利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	当会の現状を鑑みると、利益相反取引は極めて限られておりますが、利益相反管理規程に則り、利益相反を適切に管理できる体制としております。	・利益相反管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	内部通報制度は設けております。内部通報制度については、内部通報規程に詳細に定められております。制度の仕組みをわかりやすく図示したものをウェブサイト上に掲載するとともに、事務局宛に問い合わせが来た場合もスムーズに通報窓口連携を図っております。 内部通報窓口を担当している者はいずれも弁護士であり、職務上守秘義務を負っていることに加え、内部通報規程の中に、個人情報保護に関する定めや通報者等の保護に関する定めを設けております。 当協会では、内部通報制度設置時から、内部通報制度の意義等については、役職員の認識を一にしております。	・内部通報制度規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	内部通報窓口を担当している者はいずれも弁護士であり、制度改善などにも関与しております。また内部通報窓口は協会の経営陣からは独立した者が担当し、経営陣から独立して調査する体制を構築しております。	・内部通報制度規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	処分を実施する際には、対象者の告知聴聞の機会を設け、理事会で議論を重ねた上で決定しております。それら一連の手続き等について懲罰規程に定めています。 規程に定めた具体的な処分方法に基づくとともに、過去事例を踏まえるなどして総合的に具体的な処分内容を判断しております。適用事例が少ない為、規程と過去事例の両面から処分の適切性を確保することが肝要だと考えております。 案件の性質や内容を踏まえ、必要に応じて、処分対象行為を特定する目的で、書面を交付します。 処分内容についても、案件の性質や内容、処分の性質や内容等を踏まえ、必要に応じて書面で告知します。	・懲罰規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分は、弁護士を含む理事会で決議されておりますが、利害関係者がいる場合には、決議から除外します。処分の決定に際しては、法曹有資格者が関与しており、利害関係者は判断に関与させない対応をとっております。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	協会が関与する紛争等の処理については、中立、公正な裁定機関である裁定委員会を設置し、紛争の迅速かつ適正な解決を図っております。裁定委員会の運用については裁定委員会規程に詳細を定めております。同規程の中に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めております。	・裁定委員会規程 同 細則
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	文書により通知するようにしております。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	当会における危機管理や不祥事対応は、案件ごとに、都度適切なメンバーで迅速にプロジェクトチームを組成し、対応しております。今後、コンプライアンス担当理事の関与等も含め、文書化することを検討致します。2021年度中に策定することを目指します。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	協会での不祥事発生の事例はありませんが、不祥事発生時は、プロジェクトチームを組成し、必要な調査を実施する方針です。また不祥事対応は専門家の協力を仰ぎつつ行う方針です 調査結果に基づいて、根本原因を解明の上、解消させるよう努め、再発防止策を明確にする方針です。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	協会での不祥事発生の事例はなく、外部調査委員会を設置した経験はありませんが、必要性が生じた場合には独立性、中立性、専門性を確保するよう努めます。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	都道府県ボート協会は、それぞれの地方自治体の下で活動しており、適切な運営が行われているため、積極的な指導は実施しておりません。もっとも、都道府県ボート協会からの求めに応じて、必要な情報提供や支援は行っております。なお、都道府県ボート協会を9のブロックに組織したブロック長会議を通じて、都道府県ボート協会との間で、情報の共有、課題解決に向けた意思疎通が十分に図られており、都道府県ボート協会の状況は適時適切に把握しております。 原則として、都道府県ボート協会の自主運営に委ねており、これまで具体的な指導や助言を実施したことはありませんが、今後、必要に応じて適切に指導、助言、支援を行っていく方針です。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	社員総会の他に、全国都道府県連絡協議会やブロック長会議などの際に必要に応じて情報提供や研修会を実施しております。今後も要望に応じて研修等を実施することとしJOC支援センターの協力による研修会の活用も検討します。 ブロック長会議を通じて協会の方針について伝達し、その浸透状況について情報を共有しており、問題が生じた場合の解決に向けた意思疎通も円滑に行われていると考えております。 これまで共有された情報としては、国際競技大会での結果、代表選手の強化進捗、国際活動の状況、競争規則の改定などです。	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県ボート協会でのコンプライアンス研修の実施記録 ・ブロック長会議の式次第および実施記録